（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　使用施設（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）から核燃料物質が取り出されていること。

二　使用施設（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）における核燃料物質の使用が終了していること。

三　核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。

四　核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。

五　廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

（廃止措置の終了の確認の申請）

第六条の六　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　核燃料物質等の廃棄の実施状況

2　［略］

（廃止措置の終了の確認の基準）

第六条の七　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　核燃料物質等の廃棄が終了していること。

四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第六条の六　［同上］

［一～五　同上］

六　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況

2　［同上］

（廃止措置の終了の確認の基準）

第六条の七　［同上］

［一・二　同上］

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。

四　［同上］